

総務省が審議会委員の私を「解任」した真相

情報通信審議会の委員を事実上「解任」されたいきさつについて醍醐氏が自ら筆を取った。今回の「解任」の背景には、審議会を「隠れ蓑」にして不公正・不透明な旧態を引きずるわが国通信行政の実態が見え隠れしている。

醍醐 聰
(東京大学大学院教授)

昨年末、私は総務省から「情報通信審議会の委員として再任しない」との連絡を受けた。それを聞いた私は、通算在任期間4期8年という慣例からいって、6年3ヵ月を経過したばかりの私がなぜ再任されないのか不審に思った。しかし、思い当たる節があった。後ほど触れるが昨年8月に私は総務省のある幹部から、私を再任しないように、という政治家からの圧力が総務省にかかっていることを知らされていたからである。

私は、旧郵政省時代から6年余り通信政策のあり方を答申する審議会の委員を務めてきた。そして、その間、市場支配的な事業者であるNTT各社に対して国際的常識ともいえる非対称規制（市場支配力の有無により規制に差をつける）を課しつつ、通信業界の公正競争を徹底するよう主張してきた。また、それまでの審議会の不透明さを改め、議事録の全面公開、さらには会議そのものの公開を図るよう主張してきた。こうした主張の多くは曲折はあったが実現した。しかし、その間、わが国の通信行政は、3年前のNTT分割・再編の趣旨をなし崩し的に風化させ、迷走し続けてきた。それだけに総務省にとって私は煙たい委員であったことは間違いない。

今回の不再任人事には、こうした経過が深く絡んでいると私は考えている。総務省がいう不再任の理由が不明朗で先例とつじつまが合わないのは、不再任の真の理由が不純なものだからである。

つじつまが合わない再任拒否の理由

総務省は、私を再任しなかった理由を次のように説明している。

「(醍醐委員は)在任期間が6年3ヵ月を経過しており、再任してさらに2年の任期を務めれば、在任期間は8年3ヵ月を数え、通算8年という慣例に抵触する。」

3ヵ月という中途半端な数字が生じたのは省庁再編のためである。審議会委員の発令日は旧郵政省時代は10月1日であったが、総務省に再編されてからは1月6日に変わった。そのため、旧郵政省は2000年10月1日から01年1月5日までの3ヵ月余りを再編過渡期の任期として発令したのである。

そこで総務省に、「在任期間が6年3ヵ月の委員は皆、私と同様、不再任なのか」と尋ねた

ところ、「会長、会長代理、分科会会長、同代理については任務の継続性を考慮して 8 年を超える場合でも再任することがある」との答えが返ってきた。

しかし、省庁再編の時期には 8 年を超える再任は特例ではなく、むしろ通例であることが、その後の調べでわかった。なぜなら、省庁再編と重なる期間に在任した大学に籍を置く 3 名の委員の通算在任期間を調べたところ、表に示す通り、2 名は 8 年を超えていることが確かめられたからである。

表

	最初の発令年月日	退任の年月日	通算在任期間
F 委員	1992 年 10 月 1 日	2001 年 1 月 5 日	8 年 3 カ月余
T 委員	1994 年 10 月 1 日	2002 年 1 月 7 日	7 年 3 カ月余
H 委員	1994 年 10 月 1 日	2003 年 1 月 5 日	8 年 3 カ月余

また、在任が 8 年に満たなかった T 委員も、02 年 1 月 8 日付けで総務審議官に着任したのに伴い審議会委員を辞したものである。そうした事情がなければ、T 氏も H 委員と同様、03 年 1 月 5 日まで在任し、通算在任期間が 8 年 3 カ月余となっていたはずである。

さらにいうと、F 委員は 01 年 1 月 5 日に在任期間 8 年 3 ヶ月で委員を退任した後も臨時委員として審議会に留まり、IT 時代の競争政策とユニバーサルサービスのあり方を検討した委員会の主査に着任している（なお、F 委員は事情により 01 年 10 月 12 日に主査を辞退し、私が後任に指名された）。

このような事実は、省庁再編と重なる時期に在任した、大学に籍を置く委員は、すべて、通算在任期間が 8 年を超える結果になることを承知の上で再任されたことを意味している。とすると、私の今回の不再任理由を、「通算在任期間が 8 年を超えてしまうため」という総務省の説明は破綻するのである。

私は、今回の情通審委員の人事は、残したい委員と辞めさせたい委員の選別がまず先にあり、それをうまく誘導するつぎはぎの選考基準を総務省が苦心の末に編み出した結果と見ている。

総務省がこのように苦心の策を弄した背後には政治家の動きが見え隠れする。総務省は政治介入の事実を否定しているが、昨年 8 月 29 日に開催された接続料見直しに関する公開ヒアリングの後、総務省のある幹部は私に対して、「公の場で NTT に対して、あまり激しいことを言われるのはどうかと思います。NTT 出身の与党議員が『次の任期切れの時には、(醍醐) 先生を再任するな』と省の方へ言ってきています」と話した。

「激しいこと」というのは、その日のヒアリングの最後に私が NTT 東西が連名で意見書を提出したこと、それを無造作に受け取る総務省の姿勢を「NTT 再編の趣旨を風化させるもの」と厳しく批判したことを指している。

もっとも、今回の不再任は政治的圧力の結果だけではなく、総務省自身が私のそれまでの審議会での言動を煙たがった結果でもあると思われる。事実、この 2 年間、私は、審議会事務局を務める総務省担当者に対し、事務局の審議会運営は不透明で非中立的だと批判して改善するよう求めたことが幾度かあった。また、答申素案の議論の過程で事務局案と異なる意見を述べ

たことも少なくなかった。

諮問をした行政が答申をまとめる茶番劇

6年余り前に電気通信審議会（当時）委員に就任して私がまず驚いたのは、大臣に提出する答申案が出来上がるまでの実態である。答申案は、ほとんど例外なく、役所（事務局）が作成し、それに委員が表現上の多少の手直し（多くは中核部分の記述に影響しない）を求めて出来上がっていく。

役所はそうして出来あがった答申を対外的に公表する場面では「審議会からご答申をいただいた」と言うのが慣例である。私が不思議に思ったのは、そうした役所の慇懃無礼な口上だけではない。諮問をした役所に解答の大半を委ねても違和感を感じている気配がない審議会委員の姿であった。審議会が「行政の隠れ蓑」と称されるゆえんである。

もっとも、非常勤の委員が膨大な答申案をすべて起草することは時間的にも持ち合わせる情報の面でも不可能であり、ファクト・ベースの部分は事務局に起草を委ねることに異論は少ないだろう。しかし、答申の中の提言の個所は第三者機関としての審議会の存在意義が問われる部分であるから、そこまで事務局に起草を委ねることに私は強い違和感を覚えた。

そうした意識から、過去2年間に私が主査を務めた委員会――具体的には、IT時代の競争政策を審議した特別部会が2次答申（01年12月提出）をまとめる過程で設置された競争政策・ユニバーサルサービス委員会――では、委員会内に起草検討会を設け、それまでの慣例に反して委員自身が答申案を起草した。当時、事務局と審議会の間では、NTTの構造分離の可否ないしはそのあり方に関して意見が食い違っていたので、事務局に起草を委ねたのでは審議会の見解を答申に盛り込むのは困難と考えたからである。

しかし、私が「審議会側で起草をさせてもらう」という意向を伝えたとき、役所は「それなら事務局も独自案を作らせてほしい」と執拗に粘り、私が提案したNTT東西の卸と小売の部門分離案に対しても延々と異議を唱えた。

また、昨年9月に提出したNTT東西の接続料の見直しを検討する接続委員会では、東西別接続料の可否等に関する部分は私が準備した草稿をたたき台にして各委員に議論してもらった。

しかし、驚くべきことに事務局は、このとき、「もし、先生が東西別建て案を委員会に出されるなら、私達は委員を個々に回ってつぶす」と公言した。これに対して私は担当部長・課長・企画官宛に2度にわたって「事務局が審議会に対してそのような露骨な干渉をすることは許されない」という要望を書面で提出した。接続委員会は様々な議論を経た後、最終的には全員一致で東西別接続料を答申案に盛り込んだ。

その後、衆参両院の総務委員会で東西別建ての接続料に反対する決議が全会一致で可決された。異例ともいえる決議に途惑いはしたが、接続委員会の結論はNTT再編の趣旨に照らして正しかったと今でも確信している。そして、なによりも、「政治家に受け入れられないような答申を出されては困る」という事務局の説得を振り切って、審議会があるべきと考えた答申をまとめたことを誇りに思っている。この間の審議の模様と私見は、本誌で論じる予定である。以上のようないきさつがあっただけに今回の不再任の目的が、言うことを聞き入れない委員を排

除することにあつたと考えても不自然ではないだろう。これが不再任の真の理由だとすれば、「言論封殺人事」にほかならない。

役所にやさしい審議会でよいのか

昨年 9 月 12 日、接続料に係る答申案のとりまとめをした最後の接続委員会において、議論が東西別建て案に収斂しかけたところで、日米交渉を控えたお役所を動きの取れない状況にしないよう、2 案併記にしてはどうか、と発言した委員がいた。この種の発言は先般の道路関連 4 公団民営化推進委員会で、政治家に受け入れられない報告書をまとめることを拒み、両論併記を主張した今井敬委員長の思考とウリ 2 つである。

ところが、後日、この日の会合の議事録を作成するに当たって事務局は「日米交渉」云々のくだりや、その委員が別の個所で、あまりぎりぎり決めないで「お役所が動ける範囲」を作った方がよい、と発言したくだりを塗りつぶした議事録案を送ってきた。その理由を質したところ、総務省の担当者から届いた回答は、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある場合は不開示とできる旨を定めた情報公開法第 5 条第 3 号を引き合いに出して、「日米交渉を意識して答申をまとめたかのように受取られるおそれがある情報が公にされると、交渉上、譲歩の余地ありとみなされるなど、不利な材料になりかねない」からというものであった。

これに対して、私は、

①「手の内を知られたら交渉上不利になる」といった外交交渉上の駆け引きを理由に不開示とするのは著しく恣意的でルーズな法解釈である。

②審議の過程で、日米交渉にあたるお役所にフリーハンドを授けることを理由に複数案併記を主張する意見があつたことを公開することは、審議会の説明責任の一環であるとともに、審議を国民の理解と批判の下に置くという情報公開の趣旨にもかなうものである、と伝え、すべて明らかにするよう求めた。最終的には、総務省もこれを受け入れた。

それにしても、審議会委員は、これほど役所に「やさしく」てよいのだろうか。役所や政治家に受け入れられそうにないというだけで、審議会があるべき政策や基準を提言することをためらう思考停止に陥ることは、第三者機関としての審議会の自己否定ではないだろうか。それほどまでに役所の立場を配慮することでその委員は何を望んでいるのだろうか。理想よりも現実への順応なのだろうか。それとも審議会における自己の地位なのだろうか。

審議会委員の中でも大学に籍を置くメンバーは誰よりも自由にモノが言える立場を享受しているはずである。その委員が役所の意向に寄り添う「安定委員」になっているとしたら、その人は大学の演習や講義で学生に向かって「自分の頭で考えよ」、「君の卒論には自分の意見が乏しい」と胸を張って言えるのだろうか。知を以って任じる大学人として、審議会のことを「御用学者を使った役所のアリバイ作りの場」と評されても自尊心を傷つけられたという意識はないのだろうか。

私は 1 月 5 日をもって、情通審を離れはしたが、これからもわが国の通信行政と審議会の行方をしっかりと見据え、批判的建設的な発言を続けていきたいと考えている。